

## 参考資料 4

# 国の基本指針の見直し に関する参考資料

厚生労働省社会保障審議会障害者部会（第83回）の  
資料より抜粋

（資料2 - 1）

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

（参考資料2）

基本指針の見直しに関する参考資料



# 障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針の見直し

---

平成29年1月6日

## 1. 基本指針見直しの主なポイント(第81回部会(10月19日)資料より)

### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

### (2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

### (3) 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

### (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

### (5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

### (6) 発達障害者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

## 2. 基本指針への主な反映

- 成果目標①「施設入所者の地域生活への移行」へ反映(資料2-2)
- 成果目標③「地域生活支援拠点等の整備」へ反映(資料2-2)
- 地域生活支援拠点に求められる機能等について追記(資料2-2)
- 基幹相談支援センターの更なる設置促進や主任相談支援専門員の確保について追記(資料2-3-6) など

- 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」へ反映(資料2-2) など

- 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行」へ反映(資料2-2) など

- 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」へ反映(資料2-2)
- 保健・医療・教育・就労支援等の関係機関との連携等について記載(資料2-2) など

- 地域住民が主体的に地域作りに取り組むための仕組み作りや、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的かつ総合的な支援体制の構築の重要性等について追記(資料2-3-1) など

- 発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について追記(資料2-3-4)
- 活動指標に、発達障害者地域支援協議会の開催回数等を追加(資料2-2、資料2-3-4) など

## 3. その他の基本指針見直しポイント

- ・障害を理由とする差別の解消の推進(資料2-3-2)
- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援(資料2-3-3)
- ・難病患者への一層の周知(資料2-3-5)
- ・意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方(資料2-3-7)
- ・情報公表制度による質の向上(資料2-3-8)
- ・利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実(資料2-3-9)
- ・障害福祉人材の確保(資料2-3-10)

# 【基本指針の見直しに関する参考資料】

## (参考2-1) 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造

### 国の基本指針（障害者総合支援法第87条）

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害福祉計画に関する事項

その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

（計画の提出）

### 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）

#### （義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

#### （努力義務）

障害福祉サービス等  
の見込量の確保方策

医療機関等の関係  
機関との連携

#### （その他の事項）

- ・ 計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・ 計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（都道府県の  
意見を聴く）

（計画の提出）

### 都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

#### （義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数（注）

各年度における都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

#### （努力義務）

区域ごとの障害福祉サービス等  
の見込量の確保方策

区域ごとの障害福祉サービス等  
に従事する者の確保又は  
資質の向上

施設障害福祉サービスの  
質の向上

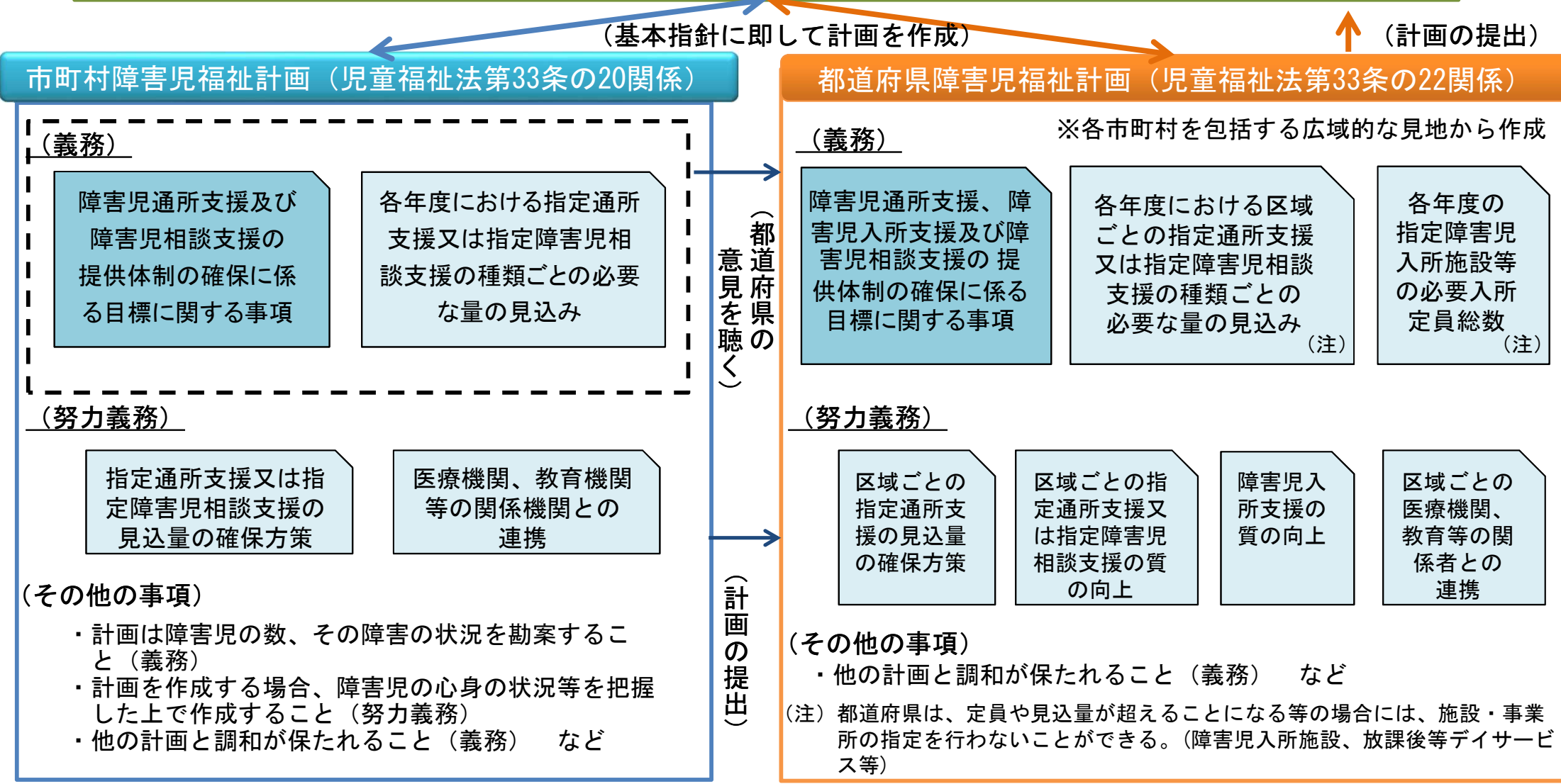
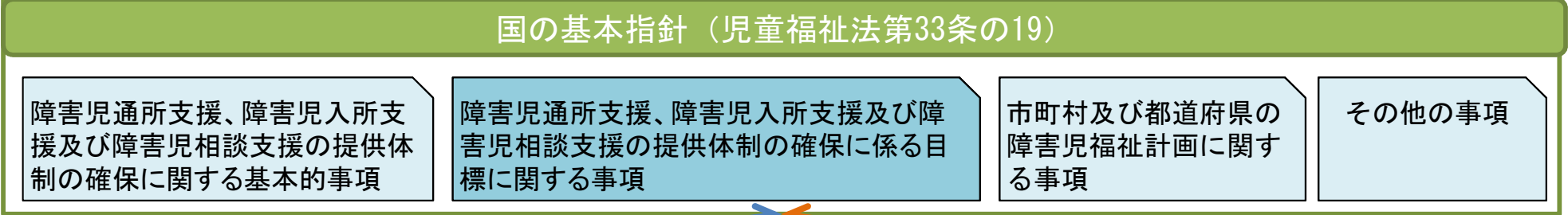
区域ごとの医療機関等  
の関係者との連携

#### （その他の事項）

- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（注） 都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

# (参考2-2) 障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造



# (参考2-3) 基本指針案の全体像と主なポイント

## 第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

### 第一の一 基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

### 第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①訪問系サービスの保障
- ②日中活動系サービスの保障
- ③GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④一般就労への移行等の推進

### 第一の三 相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方

### 第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

## 第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

### 第二の一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行者増
- ・施設入所者減

### 第二の二 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・精神病床における早期退院率（入院3ヶ月時点、6か月時点、1年時点）

### 第二の三 地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも1拠点整備

### 第二の四 福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設利用者の一般就労移行者数増
- ・就労移行支援事業利用者数増
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
- ・就労定着支援による職場定着率

### 第二の五 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

## 第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

### 第三の一 作成に関する基本的事項

- ・障害者等の参加
- ・地域社会の理解促進
- ・総合的な取組
- ・障害福祉計画等作成委員会等の開催
- ・関係部局相互間の連携
- ・市町村・都道府県の連携
- ・障害者等のニーズ等の把握
- ・障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等
- ・区域設定（都道府県）
- ・住民意見の反映
- ・他計画との関係
- ・定期的な調査、分析、評価及び必要な措置

### 第三の四 その他

- ・計画作成時期
- ・計画期間等
- ・計画の公表

### 第三の二 市町村障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点等の整備、圏域単位での見通し等
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

### 第三の三 都道府県障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点の整備、市町村の支援等、圏域単位での見通し等
- ・障害者支援施設等の必要入所定員総数
- ・質の向上方策（研修、第三者評価）
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

## 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

### 第四の一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・虐待の防止
- ・差別の解消
- ・利用者の安全確保、研修等の充実

# (参考2-4) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係

## (成果目標)

## (活動指標)

(基本指針の理念) 自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会

### 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- 精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年の退院率)

### 障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

### 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- 一定の就労定着率の達成

### 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

(都道府県・市町村)

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用日数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
  - 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
  - 就労定着支援の利用者数
- (都道府県)
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
  - 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
  - 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
  - 障害者に対する職業訓練の受講者数

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
  - 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
  - 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
  - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
  - 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
  - 障害児相談支援の利用児童数
  - 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
  - 医療型障害児入所施設の利用児童数